

令和2年2月19日

公益財団法人 日本認知症グループホーム協会 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

貴団体におかれては、平素から認知症施策への御理解と御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和元年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところで

す。

その上で、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」 「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房より、「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけ」について依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

- 1) 呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、ご活用下さい（別添3）。  
通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう、作成していますのでご自由にご活用下さい。  
なお、貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいても結構です。  
また、本依頼文書を添付していただいても差支えありません。
- 2) 以下のマイナンバーカードに関するチラシ・ポスター・リーフレット等を準備いたしましたので、通知発出の際にご活用いただけますと幸いです。

- ・チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」
- ・ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
- ・リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「こんなとき あってよかった！マイナンバーカード」
- ・リーフレット「マイナンバーカードの健康保険証としての利用」

(ポスター・リーフレット掲載先：

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/ad/file.html#contents/>)

- 3) 通知の発出は、速やかに実施して頂ければ幸いです。
- 4) 来年度、貴団体及び貴団体の会員の皆様方に「マイナンバーカードを取得することによる利便性の向上」や「マイナンバーカードの安全性・申請方法」等に関して説明の機会(総会等の場を想定)及び、「マイナンバーカードの取得状況」や「利活用の展望」等に関するアンケート調査を実施させていただきたいと考えております。詳細につきましては、追ってご連絡いたします。

何卒、よろしく申し上げます。

**【お問い合わせ先】**

厚生労働省情報化担当参事官室  
西・杉

E-mail: [my-number@mhlw.go.jp](mailto:my-number@mhlw.go.jp)